

令和 7 年度 北河内 4 市リサイクル施設組合人事行政の運営等の状況

1 任免及び職員数の状況

(1) 任免の状況

組合の職員は、枚方市、寝屋川市、四條畷市及び交野市の派遣職員で構成されています。（枚方市 1 人、寝屋川市 3 人、四條畷市 1 人、交野市 1 人）

(2) 職員数の状況（各年 4 月 1 日現在）

職員数		対前年 増減数
令和 6 年	令和 7 年	
6 [9]	6 [9]	0

[]内は、条例定数

2 給与の状況

職員の給与は、派遣元の市の規程に基づき派遣元の市が支給し、その経費は組合が負担しています。

特別職の報酬の状況（令和 7 年 4 月 1 日現在）

区分	報酬月額
管理者	16,000 円
副管理者	14,500 円
議長	16,000 円
副議長	14,500 円
議員	12,000 円

3 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間等（令和 7 年 4 月 1 日現在）

1 週間の勤務時間	38 時間 45 分
1 日の勤務時間	7 時間 45 分
勤務時間の開始時刻	午前 9 時
勤務時間の終了時刻	午後 5 時 30 分
休憩時間	午後 0 時から午後 0 時 45 分まで

(2) 年次休暇の使用状況（令和 7 年度）

付与日数	平均使用日数
20 日（最大で、繰越 20 日を含めて 40 日）	13.5 日

(3) 休暇の導入状況（令和 7 年 11 月 19 日現在）

項目		付与日数等
年次休暇		1 年度につき 20 日（20 日を限度に翌年度に繰越し可）
特別 休 暇	選挙権その他公民権を行使する場合	必要と認められる期間
	証人・参考人等として裁判所、官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間
	骨髄液・末梢血幹細胞を提供する場合	必要と認められる期間
	ボランティア活動を行う場合	1 年度に 5 日以内
	女子職員が分べんする場合	産前 8 週間、産後 8 週間 多胎分べんの場合、産前 14 週間、産後 10 週間
	配偶者が出産する場合	2 日以内
	配偶者が出産する場合で、当該出産に係る子、又は小学校就学始期に達するまでの子を養育する場合	産前 6 週間、産後 1 年間（多胎分べんの場合、産前 14 週間、産後 1 年間）の間で 5 日以内
	生後 1 年 2 月に達しない子を育てる場合	1 日 1 回、又は 1 日 2 回通算して、1 時間 30 分以内
	9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子の看護を行う場合	1 年度に 5 日以内
	要介護者の介護等を行う場合	1 年度に 5 日（要介護者が 2 人以上の場合は、10 日）以内
	女子職員のうち生理日の勤務が著しく困難な場合	2 日以内
	結婚する場合	7 日以内
	喪に服する場合	1 日から 7 日以内（続柄により付与日数は異なる。）

項目		付与日数等
特別 休暇	一親等の親族又は配偶者の祭日	その当日 1 日
	職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1 年度に 5 日（体外受精又は顕微授精に係るものである場合は 10 日）以内
	女子職員が妊娠のため医師の診断を受ける場合	妊娠満 23 週まで 4 週間に 1 回、その当日 1 日 妊娠満 24 週から 2 週間に 1 回、その当日 1 日
	妊娠障害のため勤務が著しく困難である場合	1 週間以内で必要と認める期間
	妊娠中に交通機関の混雑等により支障を来す場合	1 日 2 回勤務時間の始め及び終わり各 30 分以内又は 1 日 1 回勤務時間の始め若しくは終わり 1 時間以内
	夏季休暇	6 月から 10 月までの期間内で、職員の勤務状況に応じ、5 日以内
	災害又は交通機関の事故等により出勤が困難な場合	必要と認められる期間
	災害により勤務しないことが相当であると認められる場合	7 日以内
	病気休暇	90 日を超えない範囲でその療養に必要と認める期間
介護休暇		介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 6 月を超えない範囲内で指定する期間

※1 年度とは、4 月から翌年 3 月までの 12 か月間をいいます。

4 分限及び懲戒の状況

派遣職員の身分等の取扱い等についての協定により、派遣職員の分限及び懲戒については、派遣元の市の規程に基づき行います。令和 7 年度は分限及び懲戒処分の例はありません。

5 服務の状況

(1) 職務専念義務の免除

職員は、地方公務員法第 35 条の規定により、職務に専念する義務を有していますが、法律又は条例に特別の定めがある場合に、限定的に当該義務を免除することがあります。

条例で職務専念義務を免除できる場合としては、研修を受ける場合のほか、「職務に専念する義務の特例に関する条例」で規定しています。

(2) 営利企業等の従事制限に関する許可

職員は、地方公務員法第 38 条の規定により、営利企業等への従事が制限されていますが、任命権者の許可を受けて、営利企業等に従事することが認められています。令和 7 年度は許可の例はありません。

6 研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況

派遣元の市において行われる研修に参加しています。

(2) 勤務成績の評定の状況

派遣元の市の人事評価の規程により、派遣元の市が評価を行います。

7 福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生福利制度

派遣元の市の制度の適用を受けます。

(2) 公務災害補償制度

認定請求手続及び補償手続は、派遣元の市が行います。令和 7 年度は公務災害の発生はありません。

8 公平委員会の業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求（令和 7 年度）

該当なし

(2) 不利益処分についての不服申立て（令和 7 年度）

該当なし